

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和2年5月1日

金曜日

号外

## 目次

### 条 例

- 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例 1

### 人事委員会規則

- 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 2

## 条 例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年5月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県条例第36号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症等防疫手当の特例）

- 10 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に感染するおそれのある区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫手当を支給する。この場合において、第20条



- 21 条例附則第10項の新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものは、患者等に接して行う診療及び看護、患者等に係る検体採取及び検査、患者等の移送、宿泊施設における連絡調整その他人事委員会が定める作業とする。
- 22 条例附則第10項の規定による感染症等防疫手当については、第37条第1項及び第2項の規定を適用しない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(人委・職員課)

---

